

忠岡町公告第 11 号

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

忠岡町立小中学校屋内運動場空調設備導入検討及び設置工事設計業務委託について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 12 日

忠岡町長 杉 原 健 士

1 業務の概要

(1) 業務名 忠岡町立小中学校屋内運動場空調設備導入検討及び設置工事設計業務委託

(2) 業務の目的

忠岡小学校、東忠岡小学校、忠岡中学校それぞれの屋内運動場が、現在空調設備が未整備である。昨今の生命に関わる気温上昇により、安全・安心な学校体育環境の整備が必要となっており、各学校屋内運動場に空調設備の整備を行うものである。本事業については、公募型プロポーザル方式により、提案の内容をもとに民間のノウハウの活用を図り、空調設備設計及び検討業務に必要な業務を実施し、ライフサイクルコストに対して効果が最大となる空調設備の整備及び早急な空調設備設置を実現することを目的とする。

(3) 業務内容 忠岡町立小中学校屋内運動場空調設備導入検討及び設置工事設計積算業務

(4) 業務期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

ただし、11 月中旬までに概算工事費を算出すること。

(5) 業務に係る提案の上限額

小学校分 5,139 千円

中学校分 3,201 千円

2 参加資格

忠岡町忠岡町立小中学校屋内運動場空調設備導入検討及び設置工事設計業務委託公募型プロポーザル実施要領のとおり。

3 選考方法

前項の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書等の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、その内容を忠岡町立小中学校屋内運動場空調設備導入検討及び

設置工事設計業務委託プロポーザル審査委員会において評価し、最高得点者を優先交渉権者として選定する。

4 応募手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒595-0805 泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号

忠岡町教育部教育総務課（担当 大西）

電話 0725-22-1122

FAX 0725-22-1855

メールアドレス tadaokakyouiku@town-tadaoka.jp

(2) 実施要領等の交付

実施要領その他の資料の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和6年4月15日（月）から5月2日（木）午後5時まで。

ただし、忠岡町の休日を定める条例（平成元年条例第31号）第2条に規定する町の休日を除く。

イ 交付場所

上記4(1)に同じ。（忠岡町ホームページにおいてもダウンロード可）

ウ 交付する書類

実施要領、仕様書等

(3) 実施要領等に対する質問期限及び回答

ア 質問方法

質問書（様式は実施要領に添付）により電子メールで行うこと。メール件名に「プロポーザル質問. 送信年月日（西暦8桁）. 会社名」を入力し、添付の1ファイルにまとめて送信すること。

イ 質問期限

令和6年4月26日（金）午後5時までに必着

質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

ウ 回答方法

質問票送信アドレス宛てに電子メールにより送信するとともに、ホームページにおいて掲載する。

エ 回答予定日

令和6年4月30日（火）

(4)ー1 参加申込書等の提出

ア 提出書類

プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領の定めるところに従い、次に掲げる書類の原本1部を提出すること。ただし、(イ)、(エ)に掲げる書類は、原本1部及び副本1部を提出すること。

(ア) 参加申込書

(イ) 会社概要

(ウ) 実績一覧表

(エ) 忠岡町競争入札参加資格者名簿に登録がない場合にあっては、次に掲げる書類

a 法人にあっては、登記簿謄本（現在事項証明書または、履歴事項証明書）

b 個人にあっては、身分証明書の写し

c 法人にあっては、最新の事業年度の納税証明書（「法人税」及び「消費税及地方消費税」）の写し

d 個人にあっては、最新の事業年度の納税証明書（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」）の写し

e 忠岡町暴力団排除条例に係る誓約書

イ 提出場所 忠岡町教育委員会 教育総務課

ウ 提出方法及び期限

(ア) 持参による提出 令和6年5月2日（木）午後5時まで

(イ) 郵送による提出 郵便書留とし、令和6年5月2日（木）までに必着のこと。

(4)－ 2 企画提案書等の提出

参加資格審査を通過した事業者は次のとおり企画提案書等を提出すること。

① 受付期間令和 6 年 5 月 2 8 日（火）午後 5 時まで

② 提出先

忠岡町教育部教育総務課

③ 提出書類

企画提案書（様式は問わない）

参考見積書（様式は問わない）

④ 提出部数

正本 1 部、副本 5 部

⑤ 提出方法

郵送又は持参

⑥ その他

ア 企画提案にかかる一切の費用は提案者の負担とする。

イ 提案書の作成にあたっては、可能な限り具体的かつ、専門知識を有しない者でも理解できるようわかりやすい表現にまとめるとともに、見やすくなるよう作成を行うこと。

ウ 提出書類は返却しないものとする。

エ 企業パンフレット等の提出は不要とする。

オ 提出書類の提出後の修正又は変更は、認めない。

カ 企画提案書の提出は、1 提案者につき 1 提案に限る。

キ 企画提案書において提案者の特定される表記はしないこと。

(5) 企画提案に係るプレゼンテーション

ア 実施日 令和 6 年 5 月 30 日（木）

イ 実施場所 忠岡町役場 3 階研修室 3

ウ 提案時間 15 分間（提案説明は、本業務に従事する者が行うこととする。）

（※なお、応募者多数の場合は、時間を変更する場合がある。）

エ 質疑応答 10 分間

オ 参加人数 4 人以内

カ 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ忠岡町が準備したプロジェクターを利用することができる。なお、使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げない。

(6) 審査結果の結果通知

プレゼンテーションを行った全ての者に対し、文書により通知する。

通知予定日は、令和 6 年 6 月 3 日（月）

(7) その他

ア 失格となる企画提案書等

企画提案書等が次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

(ア) 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの

(イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

イ その他

(ア) 提出書類の作成等参加に係る全ての費用は、提案者の負担とする。

(イ) 提出期限以降における企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。

(ウ) 全ての提出書類は、返却しない。

(エ) 提出された企画提案書等は、業者の選定以外には提案者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。

(オ) 提出された書類は、業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

5 その他の留意事項

詳細は、実施要領、仕様書等による。